

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月1日
【事業年度】	第39期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	兼松エレクトロニクス株式会社
【英訳名】	KANEMATSU ELECTRONICS LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榎 本 秀 貴
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋2丁目17番5号
【電話番号】	03(5250)6801(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 高 橋 薫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋2丁目17番5号
【電話番号】	03(5250)6801(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 高 橋 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 兼松エレクトロニクス株式会社 大阪支社 (大阪市中央区淡路町3丁目1番9号) 兼松エレクトロニクス株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目9番3号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第39期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(6) <省略>

(訂正後)

(1)～(6) <省略>

(7)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(8)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項各号に定める株主総会の特別決議要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。